

(四) 論者は續弘簡録を以て、元史類編の原本と断定せり、然れども此の書の初めて著はされし時、已に元史類編の名あり、當時或は續弘簡録とも呼びしやも知る可らざるも、單行したる後始めて、元史類編と名けしにあらざることは疑なし、即ち續弘簡録が元史類編の原本なりといふは、多少の斟酌を要するものあるに似たり、果して然らば「虬字杳」と記せるが前にして「虬音冥」とあるが後なりしか、或は其の反對なりしか容易に之を決すべきに非ず、要するに今本元史類編と今本續弘簡録とが、何れか原刊本に近きか、これまた一考に値する問題にはあらざるか

と論難せられたり。

(イ)に論ぜらるゝ所によれば、學士は單行本元史類編に見ゆる「虬音冥、遼東君也」の音義を以て邵遠平自からが施したるものと見らるゝなり、(茲に學士の注意を請はざる可らざることあり、史學雜誌第二十六編第十號八十九頁 學士は緒言(一)

に於て「虬に關する續弘簡録の音註と、元史類編の音註との相異は、論者の曰ふ所によりて之を知るを得たるは感謝に堪えざる所なれど、其の相異の起れる理由は、決して論者の説けるが如く邵氏の獨斷に歸すべきにあらずして云々」と記されたり、これ余の大に迷惑する所なり、余は「虬音杳」の音注をこそ邵氏が獨斷的に施したるものは非るかところ疑ひたれ、兩書の音注の相異を邵遠平の獨斷に歸するが如き不合理なる論述を爲したる覺なし、此の點については、敢て學士の再讀を煩はさんとす)若し果して然らば余が義の同じきが爲に、もと「杳」と記せし文字を「冥」と誤り、音の同じきが爲に、もと「軍」と記せし文字を「君」と誤りしに外ならざるべしと推測せるは、誠に學士の難ぜられたるが如く康熙朝の翰林院侍講學士にして實錄會典等の編修に關與せる碩學邵戒山に對し